

道路占用 { 占有物件の保守  
占有物件の軽易な変更、緊急工事  
試掘、廃止、一般承継、名称変更  
住所変更 } 届書

第 号  
令和 年 月 日

中国地方整備局長 殿

〒  
住 所  
氏 名  
(担当者)  
(電 話)

先般許可（回答）のあった道路占用について、下記のとおり届け出ます。

記

占有場所	一般国道 号 (上り・下り) (距離標 ) 地先
最新の許可 年月日・番号	平成・令和 年 月 日 国中整 第 号
理 由	
内 容	
そ の 他	

※

1. 本届書は、記名のみで可とし、押印は要しない。
2. 必要とする届出種類を選択すること。
3. 理由欄には、届出の提出に至る具体的理由を記載するものとし、一般承継の場合には契約の内容、締結日等を記載すること。
4. 内容欄には、被承継人の住所・氏名、新旧の名称・住所等を記載すること。  
また、占用物件の軽易な変更、緊急工事、試掘の場合、予定工期、工事方法、寸法・形状等を記載すること。
5. 廃止、一般承継、名称変更、住所変更の届出には、添付図書は不要とする。

※道路占用届出書について

1. 占用物件の軽易な変更

次に係るものは、従前「道路占用（修繕工事）許可申請」として取り扱っていましたが、今後は「占用の軽易な変更」として届出書により手続きをお願いいたします。

- ① 電線、支線の張り替え
- ② 変圧器の補修、交換
- ③ 敷設済み管路内での入線、増線、入替、補修
- ④ マンホールの嵩高調整、蓋の取り替え、据え付け直し
- ⑤ その他それらに類する工事又は作業で、路面掘削の伴わないもの

なお、路面掘削を伴うものは、従前どおり「修繕工事」、数量に変更が生じるものは「変更」として申請して下さい。

2. 占用物件の保守、試掘について

占用物件の維持管理若しくは保守点検、又は占用工事の調査段階で行う試掘のための道路上での作業

3. 緊急工事

ガス漏れ、漏水等緊急を要するものは、内容の如何を問わず原則、事前に届出書を提出して下さい。内容が占用物件の変更（修繕を含む）の場合のみ、事後、変更等の手続きを行ってください。

4. 添付書類について

届出書には、道路上での工事又は作業内容、実施方法、実施時期、交通規制の方法、保安施設の設置等について詳細に記載し、位置図及び平面図（交通規制図兼用可）を添付し、遅くとも工事又は作業実施予定日の10日前までに（緊急工事を除く。）提出してください。